随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（東区役所分）（令和8年4月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	企画総務課	287-8100	東区役所エレベータ設備保守点検業務	日本エレベーター製造株式会社　大阪営業所	2,349,600	R8.4.1	当該エレベータは、平成9年設置当初から点検・部品交換・小修理を含むフルメンテナンス方法による保守点検を行っている。今後、部品の耐用年数から交換・小修理の必要回数の増加が見込まれることを考慮すると、当該エレベータの製造・設置業者であり当初から保守点検を行ってきた当該業者と随意契約を行う方が有利であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2	企画総務課	287-8100	東区役所非常用発電設備点検業務	日研電工株式会社	2,263,250	R8.4.1	当該設備は、東区役所庁舎が、停電時などの非常時に使用する電源設備である。 本業務は、庁舎を開庁しながら実施する業務であり、コンピュータ制御されている機器の切り離し、接続および各機器との連携などを適正に行い、庁舎における公務に支障が生じないよう措置する必要があり、適正な業務履行のためには当該機器および設置状況について高度かつ詳細な知識等が必要となり、当該設備を設置し、設備点検を行う者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質および目的が競争入札に適しない。仮に非常用発電設備の詳細な知識等を有しないものが本業務を履行する場合、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、障害発生時の迅速な対応ができなくなり、庁舎管理事業に支障を及ぼし、非常時の迅速な対応ができなくなり、防災拠点でもある区役所がその役割を果たせなくなるなど市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。契約業者は、当該設備の設置及び通常の保守点検や修理等メンテナンス部分を継続的に担っており、設備の構造、仕組み、操作方法や制御方法について熟知している。以上のことより、契約業者が本業務を適正に履行することが出来るため、当該業者と随意契約をするものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
3									
4									
5									
6									